

令和3年度兵庫県地球環境保全資金融資制度要綱

1 目 的

県内に工場又は事業場（以下「工場等」という。）を有する中小企業者等に対し、地球温暖化対策、環境保全及び公害防止のための設備設置に必要な資金並びに工場等の緑化を行うために必要な資金並びに事業に要する最新規制適合車及び低公害車の購入に必要な資金を長期かつ低利に融資することにより、地域住民の健康を保護するとともに生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

2 融資枠

この制度による融資は、地球温暖化対策、環境保全及び公害防止のための設備設置に必要な資金並びに工場等の緑化を行うために必要な資金（以下「地球温暖化対策・環境保全設備設置資金」という。）並びに最新規制適合車及び低公害車の購入に係る資金（以下「最新規制適合車等購入資金」という。）に区分して実施し、融資枠総額は15億円とする。

3 資金措置

県は、この制度による融資の資金を確保するため、次の各号により、兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に資金を貸し付け、保証協会は、県が指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託するものとする。

(1) 貸付（預託）額

貸付（預託）額は、次の表に掲げるところによるものとする。

区 分	地球温暖化対策・環境保全設備設置資金	最新規制適合車等購入資金
貸付（預託）額	県が予算の範囲内で別途算定した額	県が予算の範囲内で別途算定した額

(2) 貸付（預託）期間

令和3年度を含む11か年度以内とする。ただし、貸付（預託）及び返納の方法については、令和3年度地球環境保全資金取扱要領に定めるところによる。

4 信用保証

この制度による融資は、原則として保証協会の保証を付するものとし、保証料、保証条件及び担保については、保証協会が定めるところによるものとする。

5 融資対象者

融資対象となる者は、県内に工場等を有し、事業を営む次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

(1) アからオまでのいずれかに該当する中小企業者（以下「企業」という。）

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

エ 鉱業、製造業、運輸業等に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

オ 中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種については、同施行令に定めるその業種ごとの資本の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

(2) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（以下「医療法人」という。）

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会（以下「組合」という。）

(4) 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの（以下「NPO法人」という。）

6 融資対象資金使途

融資の対象となる資金は、次の各号のいずれかに該当する使途の資金であって、申込書受理日以降に工事又は購入に着手するものに限る。ただし、受理日以前に着手していたものであっても知事がやむを得ない事由があると認め、当該工事又は購入に係る費用の支払いが終了していない場合については、この限りでない。

(1) 地球温暖化対策・環境保全設備設置資金にあつては、次に掲げる使途の資金

ア 地球温暖化対策に係るもの

(ア) 太陽光発電等再生可能エネルギー施設及び設備の設置に要する資金（発電した電力を全て売電する場合は不可）

(イ) 省エネルギー施設及び設備の設置等に要する資金

(ウ) 二酸化炭素削減に資する生産設備、業務用設備、建築設備の設置等に要する資金

イ 環境保全

(ア) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に定められた特定物質及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項第4号に掲げる物質（以下「特定物質等」という。）を使用する設備を代替する特定物質等を使用しない設備の設置に要する資金

(イ) 特定物質等を使用する設備からの的確に特定物質等を回収し、若しくは回収した特定物質等を破壊及び再生するための設備の設置又は購入に要する資金

- (ウ) 天然ガスを燃料とする設備（石油系を燃料とする施設から更新する場合に限る。）の設置に要する資金
 - (エ) 再生資源の利用又は資源の再利用の促進に必要な設備で別表に掲げるものの設置に要する資金
 - ウ 公害防止に係るもの
 - (ア) 工場等の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭による公害を防止するために必要な設備で別表に掲げるものの設置に要する資金
 - (イ) 産業廃棄物を処理するために必要な設備で別表に掲げるものの設置に要する資金
 - (ウ) 公害を防止し難い工場等で、十分な公害対策を行うことを条件として知事が特に移転を必要と認めた場合の移転先の用地の取得、建物の建築又は購入及び移転に要する資金
 - (エ) 自動車又は電気機械器具の解体処理施設において、厚生労働省が事前選別ガイドライン（平成7年6月27日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知衛産第55号）に示す環境保全上必要な設備の設置に要する資金
 - (オ) 既存の設備の補修に要する資金
 - エ 緑化に係るもの
 - 公害を発生し、又は発生するおそれがある工場等の敷地内において「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年条例第28号）に基づき行う樹木の植栽に要する資金
 - オ その他特に知事が必要と認める設備の設置に要する資金
- (2) 最新規制適合車等購入資金にあっては、次に掲げる使途の資金
- ア 次の(ア)から(カ)までに掲げる条件のいずれかを満たす貨物自動車、バス及び特種自動車又は(キ)から(ク)までに掲げる条件を満たす乗用車の購入に要する資金
 - ただし、購入車両と同等程度以上の車両総重量を有し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条に規定する窒素酸化物排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない現在所有する事業用の貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車を解体廃車することを条件とする。
 - (ア) 車両総重量1. 7トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車
 - (イ) 車両総重量1. 7トン超2. 5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車
 - (ウ) 車両総重量2. 5トン超の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車
 - (エ) 車両総重量3. 5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
 - (オ) 車両総重量3. 5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
 - (カ) 車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
 - (キ) 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車
 - (ク) 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
- イ 燃料電池自動車、電気自動車及び天然ガス自動車の購入に要する資金

7 融資条件

融資条件は、次の表に掲げるところによるものとする。

(表1)

融資条件		資金名 地球温暖化対策・環境保全設備設置資金	最新規制適合車等購入資金
融 資 限 度 額	1 企業, 医療法人, NPO法人 1 組 合	1 億円	2. 8 億円 ただし、一台ごとの限度額は表2に掲げる額とする。
融 資 期 間	1 年以上 10 年以内		
融 資 利 率	年 0. 7 %		
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返 済 方 法	元金均等月賦返済(元金は据置2年以内可、ただし、利息は毎月払い)		
担保又は連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。		

(表2)

車両総重量区分	本体 (シャーシ)	架装
20t 超～25t 以下	1,000 万円	700 万円
20t 以下	1,400 万円	

※1 架装欄に記載の金額は、本体 (シャーシ) に対し、冷凍庫、バン、ウイング、冷凍ウイング、コンクリートミキサー、ダンプその他の用途への架装のため、必要な経費をいう。

2 上に掲げるもの以外のものについては、知事が認めた額とする。

8 取扱金融機関

取扱金融機関は、次に掲げる金融機関のうち、知事が指定する金融機関とする。

- (1) 県内に本店又は支店を有する銀行
- (2) 商工組合中央金庫神戸、姫路及び尼崎支店
- (3) 県内に本店又は支店を有する信用金庫、信用組合及び農業協同組合等

9 融資申込期間

融資申込期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間中に融資枠に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

10 融資申込方法

融資希望者は、兵庫県地球環境保全資金融資申込書(様式第1号又は様式第8号。以下「融資申込書」という。)及び信用保証委託申込書(許認可等を要する業種については、許認可等の写しを貼付する。)に所

要事項を記載し、(2)に掲げる書類を添付の上、(1)の表の機関に同表に定める部数を提出するものとする。

(1) 申込機関及び申込部数

申込機関及び申込部数は、次の表による。

区 分		地球温暖化対策・環境保全設備設置資金 最新規制適合車等購入資金
申込機関		取扱金融機関
申 込 部 数	融資申込書	1部
	添付書類	1部
	信用保証 委託申込書	1部

(2) 添付書類

ア 地球温暖化対策・環境保全設備設置資金(地球温暖化対策に係るもの)にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書(様式第1号の2)
- (イ) 設備の概要、金額が分かる資料(カタログ、仕様書、設計図、見積書(写)等)
- (ウ) その他知事が必要と認める書類

イ 地球温暖化対策・環境保全設備設置資金(環境保全及び公害防止にかかるもの(工場等の移転及び緑化に係るものを除く。))にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書(様式第1号の2)
- (イ) 騒音、振動又は悪臭に係るものについては、当該設備の設置を必要とする市町長の意見書(様式第2号)、及び公害による苦情がある場合は公害処理記録(県又は市若しくは町に保管のもの)の写し
- (ウ) 処理装置及び処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書
- (エ) 省エネルギーに係るものについては、設備等の導入による省エネルギー効果を明らかにした書類
- (オ) 設備の設置に伴う請負業者等との契約書又は見積書の写し
- (カ) 工場内の平面図(機械設備の配置図を含む。)
- (キ) 工場等の付近見取図
- (ク) 設備の設置又は変更届書の写し(又は他法令により官公庁に届け出た書類の写)
- (ケ) その他知事が必要と認める書類

ウ 地球温暖化対策・環境保全設備設置資金のうち工場等を移転する場合にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書(様式第1号の2)
- (イ) 公害処理記録(県又は市若しくは町に保管のもの)の写し又は移転を必要とする市町長の意見書(様式第2号)
- (ウ) 移転先の市町長の工場等移転に伴う同意書(様式第3号)
- (エ) 移転先及び現在地の用地、建物の平面図(機械等の配置図を含む。)並びに付近の見取り図
- (オ) 建築基準法等他法令による許認可書の写し

- (カ) 移転先の用地の取得、建物の建築又は購入に伴う請負業者等からの見積書若しくは契約書の写し
- (キ) 移転に要する費用の請負業者等からの見積書又は契約書の写し
- (ク) 処理装置、処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書
- (ケ) 設備の設置に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し
- (コ) 設備の設置又は変更届書の写し
- (カ) その他知事が必要と認める書類

エ 地球温暖化対策・環境保全設備設置資金のうち緑化を行う場合にあっては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書（様式第 1 号の 2）
- (イ) 緑化に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し
- (ウ) 工場等の平面図（樹木等の配置図を含む。）
- (エ) 工場等の付近見取図
- (オ) 特定工場等緑化計画届受理書の写し
- (カ) その他知事が必要と認める書類

オ 最新規制適合車等購入資金にあっては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書（様式第 9 号）
- (イ) 見積書及び購入車種のカatalog、諸元表
- (ウ) 工場等の平面図（車庫等の配置図を含む。）
- (エ) 工場等の付近見取図
- (オ) 廃車予定車両の自動車検査証の写し
- (カ) その他知事が必要と認める書類

11 着手報告

この制度による融資を受けた者は、速やかに工事又は購入に着手するとともに、着手報告書（様式第 4 号）により知事に報告しなければならない（最新規制適合車等購入資金を除く。）

12 計画等変更

この制度による融資を受けた者は、申請時の計画に変更（軽微な変更は除く。）を生じた場合には、速やかに計画変更願（様式第 5 号又は様式第 10 号）により知事の承認を受けなければならない。

なお、工事又は購入の進捗状況の報告を求められたときは、進捗状況報告書（様式第 6 号）により知事に報告しなければならない。

13 完成等報告

この制度による融資を受けた者は、次の各号の定めるところにより、完成又は購入の報告をしなければならない。

- (1) 地球温暖化対策・環境保全設備設置資金に係る融資を受けた者は、速やかに設備の設置工事、工場等の移転工事又は機器の購入を完成させなければならない。

また、完成し、費用の支払いを終了したときは、直ちに完成報告書（様式第 7 号及び様式第 7 号の 2）

に次に掲げる書類を添付し、知事に報告しなければならない。

- ア 設置等費用の領収書の写し
- イ 設置した設備の写真（移転の場合は移転の前後の写真）
- ウ 測定結果報告書（必要があれば）
- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 最新規制適合車等購入資金に係る融資を受けた者は、速やかに最新規制適合車については購入及び解体廃車、低公害車については購入を完了させなければならない。

また、車両の購入及び解体廃車を行い、費用の支払いを終了したときは直ちに購入報告書（様式第 11 号及び様式第 11 号の 2）に次に掲げる書類を添付し、知事に報告しなければならない。

- ア 購入等費用の領収書の写し
- イ 購入車両の自動車検査証の写し
- ウ 解体廃車車両の登録事項等証明書の写し（この要綱の 6 (2) イの場合を除く。）
- エ 購入車両の写真
- オ その他知事が必要と認める書類

14 借入金の繰上償還

この制度による融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて繰上償還を命じることがある。

- (1) 融資資金をこの要綱に定める資金使途以外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) この要綱第 6 (2) アのただし書にある条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正行為により、融資資金を使途したとき。

15 歩積両建預金の禁止

取扱金融機関は、この制度による融資の実行に当たって、歩積両建預金を求めてはならない。

16 関係機関の協力

県、市、町、商工会議所、商工会、保証協会及び取扱金融機関は、連絡協調の上、この制度による融資の取扱いについて指導を行い、円滑な運営に協力するものとする。

17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

融 資 対 象 設 備

大気汚染関係	- ばいじん、硫黄酸化物、有害物質又は揮発性有機化合物を以下の方法により処理する設備 (洗浄、吸収、中和、吸着、ろ過、冷却、燃焼、重力沈殿、慣性分離、遠心力分離、電気捕集、音波凝集、膜分離、生物処理、光触媒分解、プラズマ脱臭分解、オゾン分解法) - 粉じんを1で規定した方法又は以下の方法により処理する施設 (散水、被覆、密閉) - 排ガス、粉じん等分析測定装置
水質汚濁関係	- 汚水又は廃液を以下の方法により処理する設備 (沈殿、浮上、ろ過、分離、濃縮、凝集、吸着、抽出、ばっ気、イオン交換、酸化、還元、中和、冷却、乾燥、蒸発、循環、生物化学的処理、かくはん、洗浄、燃焼) - 排水等分析測定装置 - 有害物質の地下浸透及び周囲への流出の防止並びに点検を行う以下の設備 (床面、配管等、防液堤等、排水溝等、漏えい等検知設備)
土壌汚染関係	- 土壌汚染の除去又は拡散防止を以下の方法により行う設備 (原位置封じ込め、遮水工封じ込め、揚水、透過性地下水浄化壁、掘削除去、原位置浄化、遮断工封じ込め、不溶化埋め戻し、原位置不溶化、舗装、盛土) - 土壌汚染分析測定装置
騒音・振動関係	- 騒音又は振動を防止する以下の設備 (消音装置、遮音装置、遮音壁、防音室、防音窓、防震基礎、防震装置) - 騒音及び振動分析測定装置
悪臭関係	- 悪臭を以下の方法により処理する設備 (熱分解、洗浄、吸収、吸着、イオン交換、酸化、還元、中和、電気捕集、密閉、希釈、生物処理) - 悪臭分析測定装置
産業廃棄物関係	- 産業廃棄物を以下の方法により処理する施設及び資源化再利用設備 (脱水、乾燥、焼却、破碎、選別、圧縮、分離、中和、分解、固化、焙焼、洗浄、生物化学的処理、無害化、安定化) - PH等分析測定装置
再生資源の利用又は資源の再利用の促進に必要な設備	- 再資源化又は再利用を以下の方法により行う設備 (脱水、乾燥、破碎、選別、圧縮、分解、中和、分離、固化、焙焼、洗浄、コンポスト化等) - 再資源化又は再利用に必要な回収又は保管設備 (運搬設備は除く。) - 廃熱を回収利用する設備

(注) 1 有害物質とは、環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成8年告示第542号）に規定する物質とする。

2 分析測定装置は、専ら公害防止の用に供するもののみ融資対象とする。

(様式第 1 号)

受		付	
環境政策課		取扱金融機関	* 日付記入のこと

兵庫県地球環境保全資金融資申込書

令和 年 月 日

兵庫県知事様

フリガナ
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

兵庫県地球環境保全資金融資のあつせんを受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申込みます。

記

1 申請内容

希望金融機関名	本・支店	申込金額	千円	借入期間	年
---------	------	------	----	------	---

※ 融資対象の所要額は、①設備導入等に要する額＋②消費税（①×10％）です。

区分	郵便番号	所在地	TEL	担当者氏名
主たる事務所				
融資対象事業所				
※ 移 転 先				

※ 移転先欄は移転の場合のみ記入してください。

創業年月日	融資対象事業所設置年月日	営業許認可年月日
資本金 千円 ※NPO 法人は記載不要	従業員数	融資対象事業所 人 その他の事業所 人
業 種	事業内容又は 主 な 製 造 品	計 人

設置予定設備名	
内 容 (処 理 方 法)	

2 地球温暖化対策・環境保全等計画

(1) 現 況（該当がある場合のみ）

区 分	年 月 日	内 容
公 害 発 生 設 備 の 状 況		
現在までの措置		
苦 情		
県 ・ 市 ・ 町 に よ る 指 導		

(2) 設備設置等の効果

測定項目等 区分	
現 在	
改 善 後	

(3) 資金使途

項 目 名	施工業者等の名称	金 額 (千円)	※ 査 定 額 (千円)	備 考
計				

※は記入不要です。

(4) 工 期

着 手 予 定 令和 年 月 日

完 成 予 定 令和 年 月 日

(5) 予測される二次公害の防止対策（該当がある場合のみ）

公 害 種 別	内 容	数値・数量	方 法

(6) 移 転（移転の場合のみ記入）

① 申請状況

項 目	令和 年 月 日	備 考
土 地 取 得		
（土地転用許可）		
開 発 許 可		
建 築 確 認		

② 跡地利用

移 転 後 の 利 用 方 法	備 考

③ 面 積

区 分	現 在 地	移 転 後	備 考
敷 地 面 積 (㎡)			
建 築 面 積 (㎡)			

④ 移転先での公害対策

（添付書類）現工場等写真

(7) 緑化計画（緑化の場合のみ記入）

緑地の面積に係る計画	敷地面積 (A)	既存の緑地の面積 (B)	今回設置する緑地の面積 (C)	緑地の面積 (B)+(C)=(D)	緑地率 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	%

樹木の植栽に係る計画	樹木の植栽		緑地の面積	植栽の内容			植栽の密度	主な樹種
	期間	場所		高木	低木	竹又は地被植物		
			m ²	本	本	m ²		

(添付書類) 現況写真

(様式第1号の2)

誓 約 書

私は、地球温暖化対策・環境保全等のために必要な資金として別添申請書のとおり地球環境保全資金融資を希望しておりますが、諸般の手続を経て資金を受領した場合は、設備の設置・移転等を速やかに完成し、将来とも地域住民の生活環境の保全に資することはもちろんのこと、県、市及び町の指導等についても誠実に対処することを誓います。

なお、虚偽、その他の不正な行為により、融資資金を用途した場合は、直ちに当該資金を繰上償還することに異議ありません。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(様式第2号)

令和 年 月 日

市 町 長 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

代表者

兵庫県地球環境保全資金融資申込について

当工場等は、下記理由により公害防止のため公害防止設備を設置（工場等に移転）する必要があるので意見を賜りたく願い出ます。

記

1 設 備 設 置 場 所	市 区 郡 町
2 設 備 名	
3 工 場 等 移 転 先	
4 公 害 発 生 状 況	
5 公 害 発 生 後 の 措 置	

意 見 書			
所在地		資本金（出資金） 千円	従業員数
名 称		※NPO 法人は記載不要	人
申請時までの指導経過			
設置（移転）に対する意見			
その他			

{ 設備の設置
工場等の移転 } に係る意見については、上記のとおりです。

令和 年 月 日

市町長

印

(様式第3号)

令和 年 月 日

市 町 長 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

工 場 等 移 転 に 伴 う 同 意 に つ い て

このたび、諸般の事情により下記の場所へ移転を計画中であります。移転に際し、公害の事前防止に努めるとともに、移転後において公害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市、町の指示に従い除去施設を設置する等積極的に公害防止に必要な措置をいたしますので、移転について同意くださるようお願いします。

記

1 移転場所		市 区 郡 町
移 転 先 の 用 途 地 域 等	2 都市計画法	1.第1種低層住居専用地域 2.第2種低層住居専用地域 3.第1種中高層住居専用地域 4.第2種中高層住居専用地域 5.第1種住居地域 6.第2種住居地域 7.準住居地域 8.近隣商業地域 9.商業地域 10.準工業地域 11.工業地域 12.工業専用地域 13.市街化調整区域 14.無指定地域 (1～13を除く。)
	3 都市計画法	(開発許可) 1.必要地域 2.不要地域
	4 騒音規制法	1.第1種区域 2.第2種区域 3.第3種区域 4.第4種区域 5.第5種区域
	5 振動規制法	1.第1種区域 2.第2種区域 3.無指定区域
	6 悪臭防止法	1.一般地域 2.順応地域
	7 工場適地地名	
	8 地方公共団体、公社公団等 が造成の工場団地名	
	9 工場排水流入水域	川水域へ流入 海域へ流入
	10 宅地造成等規制法	1.必要地域 2.不要地域
11 現在の用途地域		

(注) 該当事項番号を○で囲んでください。

上記のことについて、付近住民に被害を与えないことを条件として移転に同意します。

令和 年 月 日

市 町 長

印

(様式第4号)

着 手 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

兵庫県地球環境保全資金の融資を受け、このたび下記のとおり着手しましたので報告します。

記

1. 借入資金使途	1. 地球温暖化対策設備の設置 2. 環境保全・公害防止設備の設置 3. 工場、事業場の移転 4. 緑化
2. 借入年月日	令和 年 月 日
3. 借入金額	円
4. 借入金融機関名	
5. 着手年月日	令和 年 月 日
6. 完成予定年月日	令和 年 月 日見込

(注) 借入資金使途欄は該当のものを○で囲んでください。

(様式第5号)

計 画 変 更 願

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

兵庫県地球環境保全資金の融資に係る設備の設置等（地球温暖化対策・環境保全設備等の設置、緑化）については、下記のとおり計画変更のやむなきに至りましたので、事情賢察の上承認願います。

記

変 更 内 容	区 分	当 初 申 請	変 更 後
	契 約 金 額		
	工 期	着 手 完 成 年 月 日 年 月 日	着 手 完 成 年 月 日 年 月 日
	契 約 先		
	そ の 他 ()		
理 由			

(注) 変更図面、変更契約書等を添付してください。

(様式第6号)

進 捗 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

兵庫県地球環境保全資金の融資を受け設備の設置等を進めておりますが、その状況は下記のとおりですので報告します。

記

1. 借 入 資 金 使 途	1. 地球温暖化対策設備の設置 2. 環境保全・公害防止設備の設置 3. 工場、事業場の移転 4. 緑化
2. 借 入 金 額	円
3. 着 手 年 月 日	令和 年 月 日
4. 完成予定年月日	令和 年 月 日見込
5. 進 捗 状 況	

(注) 借入資金使途欄は該当のものを○で囲んでください。

(様式第7号)

完 成 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

兵庫県地球環境保全資金の融資を受け設備の設置等を進めておりましたが、このたび下記のとおり完成しましたので報告します。

記

1. 借 入 金 額	千円
2. 借入金融機関名	
3. 借 入 年 月 日	令和 年 月 日
4. 着 手 年 月 日	令和 年 月 日
5. 完 成 年 月 日	令和 年 月 日

支 払 明 細

工 事 名	支 払 金 額	支払年月日	支 払 先

(様式第7号の2)

測定結果証明書等添付欄

支払に伴う領収書（写）等添付欄

完成写真等添付欄

設置後の現影



設置前の現影（移転の場合のみ）



写真説明

(様式第8号)

受		付		印	
水 大 気 課		取 扱 金 融 機 関		*日付記入のこと	

兵庫県地球環境保全資金（最新規制適合車等購入資金）融資申込書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

フリガナ

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

兵庫県地球環境保全資金（最新規制適合車等購入資金）融資のあっせんを受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 申請内容

希 望 金 融 機 関 名	本・支店	申 込 金 額	千円	借 入 期 間	年
------------------	------	------------	----	------------	---

（注）融資対象の所要額は、①本体及び付属品等＋②消費税（①×10％）です。
登録諸費用等の諸経費は含みません。

購 入 車 両 台 数	ガソリン LPG 台	ディーゼル 台	燃料電池 電気 天然ガス 台
----------------	------------------	------------	-------------------------

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号	担当者氏名
主たる事務所				
対 象 事 業 所				

創 業	年 月 日	資本金	千円 ※NPO 法人は記載不要	
対象事業所設置	年 月 日	従 業 員 数	対 象 事 業 所	人
営 業 許 認 可	年 月 日		そ の 他	人
			計	人
業 種		業 務 内 容		

2 購入予定車の概要

車 名				
車両の型式		車両総重量	kg	
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ ディーゼル ④ 燃料電池 ⑤ 電 気 ⑥ 天然ガス	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []	
登録予定年月日	年 月 日	購入 (納車) 予定年月日	年 月 日	
使用の本拠の 位置 (予 定)				
見 積 価 格	融 資 対 象	① 本体及び架装・付属品	円	
		② ①にかかる消費税 (①×10%)	円	
		③ 小計 (融資限度額) (①+②)	円	
	対 象 外	④ 諸 経 費 (登録諸費用等)	円	
	合 計 (③+④)		円	

3 解体廃車予定車両（現在使用している車両）の概要

車 名				
車 両 の 型 式		登 録 番 号		
初 度 登 録 年 月	年 月	車 両 総 重 量	kg	
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ 副室式ディーゼル ④ 直噴式ディーゼル	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []	
使用の本拠の 位 置				
1 日 平 均 走 行 距 離	km/日	月平均稼働日数（月平均走行距離）に占める	神 戸	%
融 資 申 込 み 時 点 で の		走行日数（走行距離）	阪 神	%
総 走 行 距 離	km	の割合	播 磨	%
			その他	%

(様式第8号の2)

複数の車両を買換える場合は、2台目以降の車両について、1台ごとに下記に記入して下さい。

○ 購入予定車の概要

車 名			
車両の型式		車両総重量	kg
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ ディーゼル ④ 燃料電池 ⑤ 電 気 ⑥ 天然ガス	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []
登録予定年月日	年 月 日	購入 (納車) 予定年月日	年 月 日
使用の本拠の 位 置 (予 定)			
見 積 価 格	融 資 対 象	① 本体及び架装・付属品	円
		② ①にかかる消費税 (①×10%)	円
	対 象 外	③ 諸 経 費 (登録諸費用等)	円
	合 計 (①+②+③)		円

○ 解体廃車予定車両（現在使用している車両）の概要

車 名				
車 両 の 型 式		登 録 番 号		
初 度 登 録 年 月	年 月	車 両 総 重 量	kg	
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ 副室式ディーゼル ④ 直噴式ディーゼル	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []	
使用の本拠の 位 置				
1 日 平 均 走 行 距 離	km／日	月平均稼働日数（月平均走行距離）に占める	神 戸	%
融 資 申 込 み 時 点 で の	km	走行日数（走行距離）の割合	阪 神	%
総 走 行 距 離			播 磨	%
			その他	%

(様式第9号)

誓 約 書

私は、最新規制適合車等を購入するために必要な資金として別紙申請書による融資を希望しておりますが、諸般の手続を経て資金を受領した場合は車等を速やかに購入し、県の指導等について誠実に対処することを誓います。

なお、虚偽、その他の不正な行為により、融資資金を使途した場合、又は、融資あつせん内容と異なる購入状況になった場合は、直ちに当該資金を繰上償還することに異議ありません。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏 名 (名称及び代表者名)

(様式第10号)

計 画 変 更 願

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

兵庫県地球環境保全資金の融資については、下記のとおり計画変更のやむなきに至りましたので、事情賢察の上承認願います。

記

変 更 内 容	区 分	当 初 申 請	変 更 後
	購 入 金 額		
	購 入 車 種		
	そ の 他		
理 由			

(注) 変更後の見積書、変更後のカタログ等を添付してください。

(様式第 1 1 号)

購 入 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

兵庫県地球環境保全資金の融資を受け最新規制適合車等をこのたび下記のとおり購入しましたので報告します。

記

1 借入の状況

借 入 金 額	千円
借入金融機関名	
借 入 年 月 日	年 月 日

2 支払いの状況

支 払 金 額	支払年月日	支 払 先
円		

3 購入車の概要

車 名		登 録 番 号	
型 式 ・ 車 種 記 号		車 両 総 重 量	kg
使用の本 拠の位置		購入（納車） 年 月 日	年 月 日

※ 購入車の概要（2台目以降について記入すること。）

車 名		登 録 番 号	
型 式 ・ 車 種 記 号		車 両 総 重 量	kg
使用の本 拠の位置		購入（納車） 年 月 日	年 月 日

車 名		登 録 番 号	
型 式 ・ 車 種 記 号		車 両 総 重 量	kg
使用の本 拠の位置		購入（納車） 年 月 日	年 月 日

添付書類

- ①領収書の写し ②支払明細書 ③購入車両の自動車検査証の写し
④購入車両の写真 ⑤旧車両の登録事項等証明書（15条抹消済と記載されているもの）

(様式第 1 1 号の 2)

支払いに伴う領収書（写）等添付欄

完成写真等添付欄

（ナンバープレートがはっきり写っていること及び車両・架装全体がよく分かること。）